

広報室規程

(平成九年五月二十三日会規第四十一号)

改正 平成一三年一月三十一日

同 一九年三月一日

同 二四年二月七日

(広報室の任務)

第一条 広報室は、本会の広報活動のため次の事項を行う。

- 一 「日弁連新聞」の編集及びこれに関する事項
- 二 本会並びに弁護士及び弁護士法人の活動を紹介する書籍、パンフレット等の製作に関する事項
- 三 市民、報道関係者等との懇談等に関する事項
- 四 外国法曹団体等の応接等に関する事項
- 五 活字、映像、電子その他の媒体による広報に関する事項
- 六 広報活動に必要な情報の収集に関する事項
- 七 その他必要な事項

(広報室の構成)

第二条 広報室に室長並びに嘱託及び幹事若干名をおく。

2 室長は、嘱託のうちから会長が指名する。

3 嘱託及び幹事は、事務総長の推せんに基づき、会長が

委嘱する。

4 嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 幹事の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(広報室会議)

第三条 広報室に広報室会議をおく。

2 広報室会議は、第一条に定める広報室の業務に関する基本的事項を決定する。

(室長)

第四条 室長は、広報室会議の決定及び事務総長の旨を受けて、その任務を遂行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成九年五月二十三日から施行する。

(広報室規程の廃止)

第二条 広報室規程(昭和四十一年五月二十八日会規第十五号)は、廃止する。

附 則(平成一三年一月三十一日会規第四八号)

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く)の整備に関する規程(第一条改正)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月一日改正）

第二条の改正規定は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則（平成二四年一二月七日改正）

1 第二条第四項及び第五項（新設）の改正規定は、平成
二十五年四月一日から施行する。

2 第二条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されてい
る嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。